



鳥取県公報

平成16年 3月30日(火)
号外第34号

毎週火・金曜日発行

目 次

条 例	鳥取県立大山オオタカの森の保全に関する条例(5)(景観自然課).....	6
	鳥取県森林環境保全基金条例(6)(林政課).....	7
	鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例(7)(食の安全推進課).....	8

==== 公布された条例のあらまし ====

鳥取県立大山オオタカの森の保全に関する条例

1 目的(第1条関係)

この条例は、鳥取県立大山オオタカの森の保全に関し必要な事項を定めることを目的とすることとした。

2 基本理念(第2条関係)

リゾート開発から絶滅のおそれのある希少な野生動物であるオオタカの営巣地を守ることを目的として当該営巣地の存在する森を県が取得した経緯にかんがみ、鳥取県立大山オオタカの森(以下「大山オオタカの森」という。)を、希少な野生動植物が生息することのできる豊かな自然環境を貴重な財産として将来に継承し、環境立県を目指す象徴として、県及び県民が一体となって保全するものとする事とした。

3 区域(第3条関係)

大山オオタカの森の区域は、西伯郡大山町豊房のうち知事が告示する区域とすることとした。

4 県の責務(第4条関係)

県は、2の基本理念にかんがみ、必要な施策を行うものとする事とした。

5 県民との協働(第5条関係)

(1) 県は、4に掲げる施策の実施に当たり、積極的に県民との協働を図るものとする事とした。

(2) 県は、大山オオタカの森の適切な管理を図るため、大山オオタカの森保護員(大山オオタカの森を保全するためのボランティア活動を行う者をいう。)と共に巡視活動、自然環境に係る啓発活動等を行うものとする事とした。

6 自然観察等を行う者の責務(第6条関係)

大山オオタカの森で自然観察等を行う者は、オオタカ等の生態系に影響を及ぼさない等大山オオタカの森の保全に努めなければならないこととした。

7 立入禁止区域の指定(第7条関係)

(1) 知事は、大山オオタカの森の保全のために立入禁止区域を指定することができる事とした。

(2) 知事は、(1)により立入禁止区域を指定したときは、その区域を告示するものとする事とした。

8 行為の制限等(第8条関係)

大山オオタカの森においては、次の行為をしてはならないこととした。

(1) 大山オオタカの森の施設設備を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

(2) 知事の許可を受けずに木竹を伐採し、又は植物を採取すること。

(3) 知事の許可を受けずに動物(鳥獣類及びその卵を含む。)を捕獲し、又は殺傷すること。

(4) 知事の許可を受けずに7(1)の立入禁止区域内に立ち入ること。

(5) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。

(6) その他知事が別に定める行為

9 措置命令(第9条関係)

知事は、大山オオタカの森の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、6の自然観察等を行う者に対し、必要な措置を命ずることができることとした。

10 規則への委任(第10条関係)

この条例に定めるもののほか、大山オオタカの森の保全に関する事項は、規則で定めることとした。

11 施行期日

この条例は、平成16年4月1日から施行することとした。

鳥取県森林環境保全基金条例

1 設置(第1条関係)

地方自治法の規定に基づき、鳥取県税条例の規定により森林環境の保全に資するため加算された県民税を森林環境の保全及び森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成に資する施策に要する費用に充てるため、鳥取県森林環境保全基金(以下「基金」という。)を設置することとした。

2 積立て(第2条関係)

基金として積み立てる額は、鳥取県税条例の規定による県民税の均等割の加算額に係る収納額に相当する額から賦課徴収に要する費用を控除して得た額のうち、一般会計歳入歳出予算に定める額とすることとした。

3 管理(第3条関係)

基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならないこととした。

4 運用益金の処理(第4条関係)

(1) 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、1の目的を達成するために必要な経費の財源に充てるものとする事とした。

(2) (1)の場合のほか、基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に積み立てるものとする事とした。

5 繰替運用(第5条関係)

知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる事とした。

6 処分(第6条関係)

基金は、1の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる事とした。

7 委任(第7条関係)

この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める事とした。

8 施行期日

この条例は、平成17年4月1日から施行することとした。

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例

1 目的(第1条関係)

この条例は、ふぐの取扱い及び営業について必要な規制をすることにより、ふぐ毒による食中毒の発生の防止を図り、もって県民の健康の保護に資することを目的とする事とした。

2 定義(第2条関係)

この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる事とした。

ア 処理 規則で定めるふぐについて、肝臓、卵巣その他の人の健康を損なうおそれがある部位を除去し、又は塩蔵処理（長期間にわたり塩漬けその他これに類する行為を行うことをいう。）を行うことをいう。

イ ふぐ取扱い 不特定又は多数の者の食用に供する目的で処理を行うことをいう。

ウ ふぐ処理師 ふぐ取扱いに従事できる者として4(1)の免許を受けたものをいう。

エ ふぐ取扱い営業 業として、ふぐ取扱いを行うことをいう。

3 ふぐの加工等の制限（第3条関係）

ふぐは、処理を行ったものでなければ、次のいずれかに掲げる場合を除き、これを食用として加工し、調理し、又は販売（不特定又は多数の者に授与する販売以外の場合を含む。以下同じ。）をしてはならないこととした。

ア 12(1)のふぐ取扱い営業の認証を受けた者に販売をするとき。

イ 卸売市場法に規定する卸売市場の施設内において卸売業者、仲卸業者又は売買参加者に販売をするとき。

4 免許（第4条関係）

(1) ふぐ処理師の免許は、次のいずれかに該当する者に対し、その申請に基づいて知事が与えることとした。

ア 5の試験に合格した者

イ ふぐの処理ができる者として規則で定める都道府県の知事（地方自治法に規定する指定都市の市長を含む。）の免許を受けている者

(2) ふぐ処理師の免許は、ふぐ処理師名簿に登録することによって行うこととした。

(3) 知事は、免許を与えたときは、免許証を交付することとした。

(4) ふぐ処理師は、(3)の免許証（以下「免許証」という。）の記載事項に変更があったときは、速やかに、規則で定めるところにより、免許証の書換えを知事に申請しなければならないこととした。

(5) ふぐ処理師は、免許証を滅失し、亡失し、又は損傷したときは、直ちに、規則で定めるところにより、免許証の再交付を知事に申請しなければならないこととした。

5 ふぐ処理師試験（第5条関係）

ふぐ処理師試験は、ふぐ処理師として必要な知識及び技能について、知事が実施することとした。

6 ふぐ処理師試験委員の設置（第6条関係）

(1) 5のふぐ処理師試験を実施するため、ふぐ処理師試験委員（以下6において「委員」という。）を置くこととした。

(2) 委員は、7人以内とすることとした。

(3) 委員は、医師、ふぐ処理師、学識経験のある者及び県の吏員のうちから、試験の都度、知事が委嘱又は任命することとした。

7 受験資格（第7条関係）

ふぐ処理師試験は、次のいずれかに該当する者でなければ受けることができないこととした。

ア 調理師法に規定する調理師

イ 学校教育法に規定する者で、食品衛生法施行令に掲げる営業又は乾ふぐ製造営業に2年以上従事しているもの

8 絶対的欠格事由（第8条関係）

次のいずれかに該当する者には、ふぐ処理師の免許を与えないこととした。

ア 11(1)イ又はウに該当し、11(1)により免許を取り消され、その取消の日から起算して1年を経過しない者

イ 16に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して1年を経過しない者

ウ 4(1)イに掲げる者のうち、当該免許を取り消された後1年を経過しないもの

9 相対的欠格事由(第9条関係)

(1) 麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者に対しては、ふぐ処理師の免許を与えないことがあることとした。

(2) 知事は、麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者に対してふぐ処理師の免許を与えるかどうかを決定しようとするときは、あらかじめ規則で定める者の意見を聴かなければならないこととした。

10 ふぐ処理師の遵守事項(第10条関係)

ふぐ処理師は、次に掲げる事項を遵守しなければならないこととした。

ア 免許証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

イ ふぐ取扱いに従事するときは、免許証を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

ウ ふぐの毒性のある部分は、一定の専用容器に収容し、食用に供されないよう完全に処分しなければならない。

エ 認証施設(12(1)のふぐ取扱い営業の認証に係る施設をいう。以下同じ。)以外の場所で、ふぐ取扱いを行ってはならない。

11 免許の取消し(第11条関係)

(1) 知事は、ふぐ処理師が次のいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができることとした。

ア 麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者であるとき。

イ ふぐ取扱いに関し、その責めに帰すべき事由により食品衛生法(以下「法」という。)の規定(不衛生食品等の販売等の禁止に係る部分に限る。)に違反したとき。

ウ 免許証を他人に貸与したとき。

エ 8ウに該当するに至ったとき。

(2) 9(2)は、(1)アに該当する場合の取消しについて同様とすることとした。

12 認証(第12条関係)

(1) ふぐ取扱い営業を営もうとする者は、知事に申請して認証を受けなければならないこととした。ただし、専ら3ア又はイに掲げる販売のみを行う場合は、この限りでないこととした。

(2) 知事は、(1)による申請者が次のいずれかに該当するときは、ふぐ取扱い営業を認証しないこととした。

ア 認証施設に専任のふぐ処理師を置いていないとき。

イ 15(1)又は(2)により、認証を取り消され、その取消しの日から起算して1年を経過しないとき。

ウ (1)に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して1年を経過していないとき。

(3) 知事は、ふぐ取扱い営業を認証したときは、認証営業台帳に登録し、認証書を交付することとした。

(4) (1)のふぐ取扱い営業の認証を受けた者(以下「認証営業者」という。)は、(3)の認証書(以下「認証書」という。)の記載事項に変更があったときは、速やかに、規則で定めるところにより、認証書の書換えを知事に申請しなければならないこととした。

(5) 認証営業者は、認証書を滅失し、亡失し、又は損傷したときは、直ちに、規則で定めるところにより、認証書の再交付を知事に申請しなければならないこととした。

13 認証営業者の遵守事項(第13条関係)

認証営業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならないこととした。

ア 認証書を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

イ 認証施設の利用者の見やすい箇所に認証書を掲示しなければならない。

14 認証営業者の地位の承継(第14条関係)

(1) 認証業者について相続、合併又は分割(当該営業を承継させるものに限る。)があったときは、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該営業を承継すべき相続人を選定したときは、その者) 合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該営業を承継した法人は、認証業者の地位を承継することとした。

(2) (1)により認証業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、認証書の書換えを知事に申請しなければならないこととした。

(3) 知事は、(2)による申請があったときは、認証営業台帳にその旨を登録し、認証書を書換え交付することとした。

15 認証の取消し(第15条関係)

(1) 知事は、認証業者が12(2)アに該当するに至ったときは、その認証を取り消すこととした。

(2) 知事は、認証業者がふぐ取扱いに関し、その責めに帰すべき事由により法の規定(不衛生食品等の販売等の禁止に係る部分に限る。)に違反したときは、認証を取り消すことができることとした。

16 ふぐ取扱いの禁止(第16条関係)

ふぐ処理師でない者は、ふぐ取扱いを行ってはならないこととした。ただし、認証施設において、当該認証施設の専任のふぐ処理師の立会いの下にその指示を受けてふぐ取扱いに従事する場合は、この限りでないこととした。

17 ふぐ処理師による処理の確認(第17条関係)

他の都道府県で肝臓、卵巣その他の健康を損なうおそれがある部位を除去したふぐ及び規則で定めるふぐ加工製品(18において「ふぐ加工製品」という。)は、ふぐ処理師が処理の確認をしたものでなければ、これを食用として加工し、調理し、又は販売をしてはならないこととした。ただし、4(1)イに掲げる者が処理を行ったものは、この限りでないこととした。

18 処理に係る確認事項の記録等(第18条関係)

肝臓、卵巣その他の健康を損なうおそれがある部位を除去したふぐ及びふぐ加工製品を食用として加工し、調理し、又は販売をしようとする者は、ふぐに対する処理が適切に行われたことが確認できる事項で規則で定めるものを記録し、これを保存しなければならないこととした。ただし、認証業者については、この限りでないこととした。

19 報告の徴収及び立入検査(第19条関係)

(1) 知事は、この条例の施行に必要な限度において、ふぐ処理師、認証業者その他の関係者に対し、その業務に関し報告をさせ、又は食品衛生監視員(法に規定する食品衛生監視員をいう。(2)において同じ。)に、認証施設に立ち入り、業務の状況若しくは施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができることとした。

(2) (1)により立入検査又は質問をする食品衛生監視員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならないこととした。

(3) (1)による立入検査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならないこととした。

20 手数料(第20条関係)

次に掲げる者は、それぞれに定める額の手数料を納付しなければならないこととした。

ア 4(1)の免許を受けようとする者 2,600円

イ 4(4)により免許証の書換えを受けようとする者 960円

ウ 4(5)により免許証の再交付を受けようとする者 960円

エ 5のふぐ処理師試験を受けようとする者 9,040円

オ 12(1)の認証を受けようとする者 2,170円

カ 12(4)により認証書の書換えを受けようとする者 960円

キ 12(5)により認証書の再交付を受けようとする者 960円

ク 14(2)により認証書の書換えを受けようとする者 960円

21 委任(第21条関係)

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に知事が定めることとした。

22 罰則(第22条、第23条関係)

(1) 3、12(1)又は16に違反した者は、10万円以下の罰金又は科料に処することとした。

(2) 次のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金又は科料に処することとした。

ア 10ウに違反した者

イ 19(1)による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

ウ 19(1)による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は19(1)による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(3) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、(1)又は(2)の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して(1)又は(2)の罰金刑又は科料を科することとした。

23 施行期日等

(1) 施行期日

この条例は、平成17年1月1日から施行することとした。ただし、5から9まで及び20(工に係る部分に限る。)並びに(2)は、平成16年11月1日から施行することとした。

(2) 鳥取県ふぐ処理師調理師試験委員条例の廃止

鳥取県ふぐ処理師調理師試験委員条例は、廃止することとした。

(3) 経過措置

ア この条例の施行の際現に改正前のふぐの取扱等に関する条例(以下「旧条例」という。)の規定によるふぐ処理師又はふぐ調理師に係る知事の免許を受けている者は、この条例の施行の際に4(1)による知事の免許を受けたものとみなすこととした。

イ この条例の施行の際現に旧条例の規定による営業に係る知事の認証を受けている者は、この条例の施行の際に12(1)による知事の認証を受けたものとみなすこととした。

ウ この条例の施行の際現に旧条例の規定により掲げている標識は、13イの認証書とみなすこととした。

エ この条例の施行前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとした。

条 例

鳥取県立大山オオタカの森の保全に関する条例をここに公布する。

平成16年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第5号

鳥取県立大山オオタカの森の保全に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、鳥取県立大山オオタカの森の保全に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(基本理念)

第2条 リゾート開発から絶滅のおそれのある希少な野生動物であるオオタカの営巣地を守ることを目的として当該営巣地の存在する森を県が取得した経緯にかんがみ、鳥取県立大山オオタカの森(以下「大山オオタカの森」という。)を、希少な野生動植物が生息することのできる豊かな自然環境を貴重な財産として将来に継承し、環境立県を目指す象徴として、県及び県民が一体となって保全するものとする。

(区域)

第3条 大山オオタカの森の区域は、西伯郡大山町豊房のうち知事が告示する区域とする。

(県の責務)

第4条 県は、第2条の基本理念にかんがみ、必要な施策を行うものとする。

(県民との協働)

第5条 県は、前条に掲げる施策の実施に当たり、積極的に県民との協働を図るものとする。

2 県は、大山オオタカの森の適切な管理を図るため、大山オオタカの森保護員(大山オオタカの森を保全するためのボランティア活動を行う者をいう。)と共に巡視活動、自然環境に係る啓発活動等を行うものとする。

(自然観察等を行う者の責務)

第6条 大山オオタカの森で自然観察等を行う者は、オオタカ等の生態系に影響を及ぼさない等大山オオタカの森の保全に努めなければならない。

(立入禁止区域の指定)

第7条 知事は、大山オオタカの森の保全のために立入禁止区域を指定することができる。

2 知事は、前項の規定により立入禁止区域を指定したときは、その区域を告示するものとする。

(行為の制限等)

第8条 大山オオタカの森においては、次の行為をしてはならない。

- (1) 大山オオタカの森の施設設備を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
- (2) 知事の許可を受けずに木竹を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 知事の許可を受けずに動物(鳥獣類及びその卵を含む。)を捕獲し、又は殺傷すること。
- (4) 知事の許可を受けずに前条第1項に規定する立入禁止区域内に立ち入ること。
- (5) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
- (6) その他知事が別に定める行為

(措置命令)

第9条 知事は、大山オオタカの森の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、第6条に規定する自然観察等を行う者に対し、必要な措置を命ずることができる。

(規則への委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、大山オオタカの森の保全に関する事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

鳥取県森林環境保全基金条例をここに公布する。

平成16年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第6号

鳥取県森林環境保全基金条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項の規定に基づき、鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)の規定により森林環境の保全に資するため加算された県民税を森林環境の保全及び森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成に資する施策に要する費用に充てるため、鳥取県森林環境保全基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、鳥取県税条例第53条の19及び第53条の20の規定による加算額に係る収納額に相当する額から賦課徴収に要する費用を控除して得た額のうち、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、第1条の目的を達成するために必要な経費の財源に充てるものとする。

2 前項の規定による場合のほか、基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に積み立てるものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例をここに公布する。

平成16年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第7号

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例

ふぐの取扱等に関する条例(昭和34年鳥取県条例第12号)の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則(第1条 - 第3条)
- 第2章 ふぐ処理師(第4条 - 第11条)
- 第3章 ふぐ取扱い営業(第12条 - 第15条)
- 第4章 ふぐ取扱い等の規制(第16条 - 第18条)
- 第5章 雑則(第19条 - 第21条)
- 第6章 罰則(第22条・第23条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、ふぐの取扱い及び営業について必要な規制をすることにより、ふぐ毒による食中毒の発生の防止を図り、もって県民の健康の保護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 処理 規則で定めるふぐについて、肝臓、卵巣其他人の健康を損なうおそれがある部位を除去し、又は塩蔵処理（長期間にわたり塩漬けその他これに類する行為を行うことをいう。）を行うことをいう。
- (2) ふぐ取扱い 不特定又は多数の者の食用に供する目的で処理を行うことをいう。
- (3) ふぐ処理師 ふぐ取扱いに従事できる者として第4条第1項の免許を受けたものをいう。
- (4) ふぐ取扱い営業 業として、ふぐ取扱いを行うことをいう。

(ふぐの加工等の制限)

第3条 ふぐは、処理を行ったものでなければ、次の各号のいずれかに掲げる場合を除き、これを食用として加工し、調理し、又は販売（不特定又は多数の者に授与する販売以外の場合を含む。以下同じ。）をしてはならない。

- (1) 第12条第1項の規定によるふぐ取扱い営業の認証を受けた者に販売をするとき。
- (2) 卸売市場法（昭和46年法律第35号）第2条第2項に規定する卸売市場の施設内において卸売業者、仲卸業者又は売買参加者に販売をするとき。

第2章 ふぐ処理師

(免許)

第4条 ふぐ処理師の免許は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その申請に基づいて知事が与える。

- (1) 次条に規定する試験に合格した者
 - (2) ふぐの処理ができる者として規則で定める都道府県の知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市の市長を含む。）の免許を受けている者
- 2 ふぐ処理師の免許は、ふぐ処理師名簿に登録することによって行う。
- 3 知事は、免許を与えたときは、免許証を交付する。
- 4 ふぐ処理師は、前項の免許証（以下「免許証」という。）の記載事項に変更があったときは、速やかに、規則で定めるところにより、免許証の書換えを知事に申請しなければならない。
- 5 ふぐ処理師は、免許証を滅失し、亡失し、又は損傷したときは、直ちに、規則で定めるところにより、免許証の再交付を知事に申請しなければならない。

(ふぐ処理師試験)

第5条 ふぐ処理師試験は、ふぐ処理師として必要な知識及び技能について、知事が実施する。

(ふぐ処理師試験委員の設置)

第6条 前条のふぐ処理師試験を実施するため、ふぐ処理師試験委員（以下この条において「委員」という。）を置く。

- 2 委員は、7人以内とする。
- 3 委員は、医師、ふぐ処理師、学識経験のある者及び県の吏員のうちから、試験の都度、知事が委嘱又は任命する。

(受験資格)

第7条 ふぐ処理師試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ受けることができない。

- (1) 調理師法（昭和33年法律第147号）第2条に規定する調理師
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者で、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第14号若しくは第16号に掲げる営業又は乾ふぐ製造営業に2年以上従事しているもの

(絶対的欠格事由)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者には、ふぐ処理師の免許を与えない。

- (1) 第11条第1項第2号又は第3号に該当し、同項の規定により免許を取り消され、その取消しの日から起算して1年を経過しない者
- (2) 第16条の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して1年を経過しない者
- (3) 第4条第1項第2号に掲げる者のうち、当該免許を取り消された後1年を経過しないもの

(相対的欠格事由)

第9条 麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者に対しては、ふぐ処理師の免許を与えないことがある。

2 知事は、麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者に対してふぐ処理師の免許を与えるかどうかを決定しようとするときは、あらかじめ規則で定める者の意見を聴かななければならない。

(ふぐ処理師の遵守事項)

第10条 ふぐ処理師は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 免許証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- (2) ふぐ取扱いに従事するときは、免許証を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- (3) ふぐの毒性のある部分は、一定の専用容器に収容し、食用に供されないよう完全に処分しなければならない。
- (4) 認証施設(第12条第1項の規定によるふぐ取扱い営業の認証に係る施設をいう。以下同じ。)以外の場所で、ふぐ取扱いを行ってはならない。

(免許の取消し)

第11条 知事は、ふぐ処理師が次の各号のいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。

- (1) 麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者であるとき。
- (2) ふぐ取扱いに関し、その責めに帰すべき事由により食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「法」という。)第6条の規定に違反したとき。
- (3) 免許証を他人に貸与したとき。
- (4) 第8条第3号に該当するに至ったとき。

2 第9条第2項の規定は、前項第1号に該当する場合の取消しについて準用する。

第3章 ふぐ取扱い営業

(認証)

第12条 ふぐ取扱い営業を営もうとする者は、知事に申請して認証を受けなければならない。ただし、専ら第3条各号に掲げる販売のみを行う場合は、この限りでない。

2 知事は、前項の規定による申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、ふぐ取扱い営業を認証しない。

- (1) 認証施設に専任のふぐ処理師を置いていないとき。
- (2) 第15条第1項又は第2項の規定により、認証を取り消され、その取消しの日から起算して1年を経過しないとき。
- (3) 前項の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して1年を経過しないとき。

3 知事は、ふぐ取扱い営業を認証したときは、認証営業台帳に登録し、認証書を交付する。

4 第1項の規定によるふぐ取扱い営業の認証を受けた者(以下「認証営業者」という。)は、前項に規定する認証書(以下「認証書」という。)の記載事項に変更があったときは、速やかに、規則で定めるところにより、認証書の書換えを知事に申請しなければならない。

5 認証営業者は、認証書を滅失し、亡失し、又は損傷したときは、直ちに、規則で定めるところにより、認証書の再交付を知事に申請しなければならない。

(認証営業者の遵守事項)

第13条 認証営業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 認証書を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- (2) 認証施設の利用者の見やすい箇所に認証書を掲示しなければならない。

(認証営業者の地位の承継)

第14条 認証営業者について相続、合併又は分割(当該営業を承継させるものに限る。)があったときは、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該営業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該営業を承継した法人は、認証営業者の地位を承継する。

2 前項の規定により認証営業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、認証書の書換えを知事に申請しなければならない。

3 知事は、前項の規定による申請があったときは、認証営業台帳にその旨を登録し、認証書を書換え交付する。

(認証の取消し)

第15条 知事は、認証営業者が第12条第2項第1号に該当するに至ったときは、その認証を取り消す。

2 知事は、認証営業者がふぐ取扱いに関し、その責めに帰すべき事由により法第6条の規定に違反したときは、認証を取り消すことができる。

第4章 ふぐ取扱い等の規制

(ふぐ取扱いの禁止)

第16条 ふぐ処理師でない者は、ふぐ取扱いを行ってはならない。ただし、認証施設において、当該認証施設の専任のふぐ処理師の立会いの下にその指示を受けてふぐ取扱いに従事する場合は、この限りでない。

(ふぐ処理師による処理の確認)

第17条 他の都道府県で肝臓、卵巣その他人の健康を損なうおそれがある部位を除去したふぐ及び規則で定めるふぐ加工製品(次条において「ふぐ加工製品」という。)は、ふぐ処理師が処理の確認をしたものでなければ、これを食用として加工し、調理し、又は販売をしてはならない。ただし、第4条第1項第2号に掲げる者が処理を行ったものは、この限りでない。

(処理に係る確認事項の記録等)

第18条 肝臓、卵巣その他人の健康を損なうおそれがある部位を除去したふぐ及びふぐ加工製品を食用として加工し、調理し、又は販売をしようとする者は、ふぐに対する処理が適切に行われたことが確認できる事項で規則で定めるものを記録し、これを保存しなければならない。ただし、認証営業者については、この限りでない。

第5章 雑則

(報告の徴収及び立入検査)

第19条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、ふぐ処理師、認証営業者その他の関係者に対し、その業務に関し報告をさせ、又は食品衛生監視員(法第30条第1項に規定する食品衛生監視員をいう。次項において同じ。)に、認証施設に立ち入り、業務の状況若しくは施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする食品衛生監視員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(手数料)

第20条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める額の手数を納付しなければならない。

- (1) 第4条第1項の免許を受けようとする者 2,600円
- (2) 第4条第4項の規定により免許証の書換えを受けようとする者 960円
- (3) 第4条第5項の規定により免許証の再交付を受けようとする者 960円
- (4) 第5条のふぐ処理師試験を受けようとする者 9,040円

- (5) 第12条第1項の認証を受けようとする者 2,170円
- (6) 第12条第4項の規定により認証書の書換えを受けようとする者 960円
- (7) 第12条第5項の規定により認証書の再交付を受けようとする者 960円
- (8) 第14条第2項の規定により認証書の書換えを受けようとする者 960円

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に知事が定める。

第6章 罰則

(罰則)

第22条 第3条、第12条第1項又は第16条の規定に違反した者は、10万円以下の罰金又は料料に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金又は料料に処する。

- (1) 第10条第3号の規定に違反した者
- (2) 第19条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第19条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第23条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑又は料料を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年1月1日から施行する。ただし、第5条から第9条まで及び第20条(第4号に係る部分に限る。)並びに次項の規定は、平成16年11月1日から施行する。

(鳥取県ふぐ処理師調理師試験委員条例の廃止)

2 鳥取県ふぐ処理師調理師試験委員条例(昭和34年鳥取県条例第31号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に改正前のふぐの取扱等に関する条例(以下「旧条例」という。)第3条第1項又は第2項の規定による知事の免許を受けている者は、この条例の施行の際に改正後の鳥取県ふぐの扱い等に関する条例(以下「新条例」という。)第4条第1項の規定による知事の免許を受けたものとみなす。

4 この条例の施行の際現に旧条例第4条第1項の規定による知事の認証を受けている者は、この条例の施行の際に新条例第12条第1項の規定による知事の認証を受けたものとみなす。

5 この条例の施行の際現に旧条例第4条第3項の規定により掲げている標識は、新条例第13条第2号の認証書とみなす。

6 この条例の施行前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。